

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年5月25日

【四半期会計期間】 第64期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 株式会社パスコ

【英訳名】 PASCO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 杉本陽一

【本店の所在の場所】 東京都目黒区東山一丁目1番2号

【電話番号】 03(5722)7600(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理部長 西本利幸

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区東山一丁目1番2号

【電話番号】 03(5722)7600(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理部長 西本利幸

【縦覧に供する場所】 株式会社パスコ さいたま支店
(さいたま市見沼区東大宮四丁目74番6号(OSセンタービル))
株式会社パスコ 横浜支店
(横浜市中区山下町223番1号(NU関内ビル))
株式会社パスコ 中部事業部
(名古屋市中区錦二丁目2番13号(名古屋センタービル))
株式会社パスコ 関西事業部
(大阪市浪速区湊町一丁目2番3号(マルイト難波ビル))
株式会社パスコ 神戸支店
(神戸市中央区磯上通四丁目1番6号(シオノギ神戸ビル))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

1 訂正の経緯

当社は、平成23年10月に当社が生産業務に用いるソフトウェアの購入先の一つである外国法人（以下「相手方」といいます）に支払ったソフトウェア関連支出を資産計上したことに係る会計処理について不適切な会計処理が行われていた可能性が高いことが判明したため、セコム株式会社を主体とした特別調査委員会を設置し、内部調査を実施いたしました。また、平成24年4月25日付にて専門的及び客観的な見地からの調査分析、採るべき会計処理の検討及び再発防止策の立案等を目的とした外部専門家から構成される外部調査委員会（以下 第三者委員会といいます、委員長：伊藤鉄男 弁護士）を設置し本件調査を進めてまいりました。

その結果、本件ソフトウェア関連支出については、過去の当社による相手方ソフトウェアの不正利用に関する損害賠償を内容とする和解金の支払いであり、ソフトウェアとしての資産性は無く特別損失に計上すべきものとの、第三者委員会による調査報告書（中間報告）を平成24年5月8日に受領しました。

その後、第三者委員会の調査報告書（最終報告）を平成24年5月21日に受領し、上述以外の会計に重要な影響を与えるような不正利用ソフトウェアの存在は確認されませんでした。

2 偶発債務の注記

訂正の経緯に示したソフトウェアの不正利用については、平成22年11月19日に相手方代理人の弁護士よりソフトウェア著作権侵害に係る通告書を受領しております。その後、社内調査を実施し、非正規利用事例が確認されたため、相手方へ社内調査結果を報告し協議を行ってまいりました。その結果、平成23年10月12日に相手方と和解の合意書を締結いたしました。なお、当社は当該合意書が締結される前の平成23年8月5日に、相手方から当初の和解契約案が記載された通知書を受領しており、その和解契約案の重要性が高いことから、平成24年3月期第1四半期連結財務諸表において偶発債務として注記することといたしました。

これらの訂正により、当社が平成23年8月12日に提出いたしました第64期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）に係る四半期報告書の一部を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

注記事項

（四半期連結貸借対照表関係）

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第4 【経理の状況】

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

(訂正前)

| 注記 番号 | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 注記 番号 | 当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日) |
|----------|-------------------------|----------|------------------------------|
| 1 | 偶発債務 (債務保証) 省略 | 1 | 偶発債務 (債務保証) 省略 |

(訂正後)

| 注記 番号 | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 注記 番号 | 当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日) |
|----------|-------------------------|----------|--|
| 1 | 偶発債務 (債務保証) 省略 | 1 | 偶発債務 (債務保証) 省略 |
| | | 2 | <u>(和解契約案の受領)</u> 当社は、平成23年8月5日にソフトウェア購入先の一つである外国法人から、当社がソフトウェアを許可無く複製したこと等に関する和解契約案を通知書にて受領いたしました。現在のところ相手方と当社の非正規利用件数等の認識に齟齬があることから、解消に向けて協議を行っておりますが、今後協議の結果によっては損失等が発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。 |